

65歳以上のみなさんへ

介護保険が変わりました

◎平成18年度から介護保険料が見直されました

介護保険は、国・県・町の負担金と、40歳以上の方が納める保険料を財源に運営されています。高齢者のかたが安心して自立した生活を営むことができるように、町では「どのような介護サービスがどのくらい必要か」を見込み、65歳以上のかたの新しい保険料額を決定しました。（40歳以上65歳未満のかたの保険料については、加入している医療保険により異なります。）

○平成18～20年度介護保険料の金額

対 象 者	平成15～17年度	平成18～20年度	平成15～17年度	平成18～20年度
	段階及び基準額 に対する割合	段階及び基準額 に対する割合	年 額 (円)	年 額 (円)
老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税のかたまたは生活保護受給者のかた	第1段階 0.50	第1段階 0.50	21,500	28,500
市町村民税世帯非課税のかたで合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	※第2段階 0.75	※第2段階 0.50	32,300	28,500
市町村民税世帯非課税のかたで第2段階の対象者に該当しないかた		※第3段階 0.75		42,800
本人が市町村民税非課税のかた (第1～3段階を除く)	第3段階 1.00 (基準額)	第4段階 1.00 (基準額)	43,000	57,000
本人が市町村民税課税で 合計所得金額が200万円未満のかた	第4段階 1.25	第5段階 1.25	53,800	71,300
本人が市町村民税課税で 合計所得金額が200万円以上のかた	第5段階 1.50	第6段階 1.50	64,500	85,500

※従前の第2段階（市町村民税世帯非課税）が今回の保険料段階では二つに細分化され、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下か超えるかによって所得段階が分かれます。

- 今年度の介護保険料については、市町村民税の課税内容が確定するまでは前年度の保険料額で計算し（仮算定）、市町村民税の確定後に今年度の保険料額で再計算して（本算定）、年間保険料額を決定します。なお過不足分については、本算定後の納期で納付（または還付）します。くわしくは、4月中旬・8月中旬に郵送する納入通知書にてお知らせします。